

貨物軽自動車運送事業経営届出書作成の手引

貨物軽自動車運送事業の経営の届出は、貨物自動車運送事業法並びに各運輸支局において示している「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱について」（公示基準）の要件に適合していることが必要です。

経営届出書の記載事項及び添付書類は、「貨物自動車運送事業法第36条」・「貨物自動車運送事業法施行規則第33条」に規定されています。

この手引は、関東運輸局管内で標記の経営届出を別途用意した様式を利用して作成する場合の一般的な記載要領をまとめたものです。

霊きゅう自動車に係る運送については、担当窓口まで直接お問い合わせ下さい。

以下、公示基準等をご理解のうえ、貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領を参考に作成して下さい。

○提出先及び提出部数

- ①提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。
- ②提出部数は、運輸支局提出用に一部、届出者控として一部の計二部です。

関東運輸局 自動車交通部 貨物課

《 新規届記載例 (個人) 》

提出する運輸支局名を記載

提出日を記載

関東運輸局 運輸支局長 殿

届出日 令和〇年〇月〇日

貨物軽自動車運送事業経営

事業を始める
予定日を記載

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条
定により、関係書類を添えて届出いたします。

軽貨物事業を行う個人の方の氏名・住所・連絡先を記入
また、事業を行うにあたって通称名（例：〇〇運送）を使用する
場合は、（通称名： ）の欄に通称名を記入

！ 個人事業主の場合、住所は居住地を記載（住民票上の住所）

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)	開始予定日	令和〇年〇月〇日
ふりがな 氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	こくど たろう 国土 太郎	(通称名: 国土運送)
代表者氏名		
住所 (主たる事務所の位置)	東京都品川区東大井1-12-17	
電話番号	03-3458-9231	

< 営業所 >
運送事業の拠点となる営業所の名称と住所を記入
(住所と同じ場合はチェックを記入。)

< 車庫 >
車庫の住所（住所と同じ場合はチェックのみ）・営業所からの直線
距離・車庫の面積を記入（実際に車両を停めるスペースの面積で可）
※最低必要面積：長さ3.4m×幅1.48＝約5.1㎡（軽（普通の場合））

！ 車庫の面積については車両を置くスペースのみの面積を記入

< 休憩室 >
使用する場所の住所（住所と同じ場合はチェックを記入）、
部屋の面積を記入（実際に休まれる部屋の面積で可）
(記載例：4.5畳 7.29㎡、6畳 9.72㎡、8畳 12.96㎡ など)

使用する運送約款にチェック
引越業も行う場合は引越運送約款にもチェック
「その他約款」は、独自で約款を作成した場合にチェックし、
作成した約款を添付

3項目について内容を確認のうえチェック
届出者の住所及び氏名を記入。日付は提出日を記載

軽貨物事業で使用する
車両数を記載
(二輪の場合は二輪の欄へ)

上記営業所名と、
本人の氏名を記入

事業計画の内容 (住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)							
営業所の名称及び位置							
営業所名	本店			位置	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ		
事業用自動車の種別ごとの数							
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数
軽(普通)	1		軽(霊柩)	両		二輪	両
自動車車庫の位置及び収容能力							
	位置	営業所からの距離	収容能力				
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ	0 m	15				
	又は睡眠のための施設の位置及び収容能力						
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ		10				
運送約款 (該当する口欄にチェックを入れる)							
<input checked="" type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)						
<input type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)						
<input type="checkbox"/>	その他運送約款						

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名
本店	国土 太郎

関東運輸局 支局長 殿

提出する運輸支局名を記載

私に使用権原があることを宣誓します。

届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和〇年〇月〇日

住所 東京都品川区東大井1-12-17

氏名 国土 太郎

(名称)

《 新規届記載例 (法人) 》

提出する運輸支局名を記載

関東運輸局 運輸支局長 殿

届出日 令和〇年〇月〇日

提出日を記載

貨物軽自動車運送事業経営届

事業を始める
予定日を記載

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行令第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)	開始予定日	令和〇年〇月〇日						
ふりがな	かぶしがいがいしゃ こくどこうつう							
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	株式会社 国土交通 (通称名: 国土運送)							
代表者氏名	代表取締役 運輸 太郎							
住所 (主たる事務所の位置)	東京都品川区東大井1-12-17							
電話番号	03-3458-9231							
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)								
営業所の名称及び位置								
営業所名	位置							
本社営業所	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ							
事業用自動車の種別ごとの数								
	車両数	乗車定員	車両数	乗車定員	車両数	乗車定員		
軽(普通)	1	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力								
	位置	営業所からの距離	収容能力					
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ	0 m	15		m			
眠のための施設の位置及び収容能力								
	位置	収容能力						
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ	10	m					
運送約款(該当する口欄にチェックを入れる)								
<input checked="" type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)							
<input type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)							
<input type="checkbox"/>	その他運送約款							

軽貨物事業を行う法人の名称・代表者名・本社所在地・連絡先を記入
事業を行うにあたって通称名(例:〇〇運送)を使用する場合は、
(通称名:)の欄に通称名を記入

<営業所>
運送事業の拠点となる営業所の名称と住所を記入
(住所と同じ場合はチェックを記入)

<車庫>
車庫の住所(住所と同じ場合はチェックのみ)・営業所からの
直線距離・車庫の面積を記入(実際に車両を停めるスペースの面積で可)
※最低必要面積:長さ3.4m×幅1.48=約5.1㎡(二輪除く)
! 車庫の面積については車両を置くスペースのみの面積を記入

<休憩室>
使用する場所の住所(住所と同じ場合はチェックを記入)、
部屋の面積を記入(実際に休まれる部屋の面積で可)
(記載例:4.5畳 7.29㎡、6畳 9.72㎡、8畳 12.96㎡ など)

使用する運送約款にチェック
引越業も行う場合は引越運送約款にもチェック
「その他約款」は、独自で約款を作成した場合にチェックし、
作成した約款を添付

3項目について内容を確認のうえチェック
法人の住所及び名称を記入

軽貨物事業で使用する
車両数を記載
(二輪の場合は二輪の欄へ)

上記営業所名と、
責任者の氏名を記入

提出する運輸支局名を記載

関東運輸局 支局長 殿

宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和〇年〇月〇日

住所 東京都品川区東大井1-12-17
氏名 株式会社 国土交通
(名称)

《 運賃料金設定（変更）届記載例 》

提出する運輸支局名を記載

関東 運輸局 運輸支局長 殿

令和〇年〇月〇日

届出する日を記入

住 所 東京都品川区東大井1-12-17
氏名又は名称 株式会社 国土交通
代 表 者 名 国土 太郎
電 話 番 号 03-3458-9231

<法人として軽貨物事業を行う（行っている）場合>
→ 名称・代表者名・本社所在地・連絡先を記入

<個人事業主として軽貨物事業を行う（行っている）場合>
→ 氏名・住所・連絡先を記入

※ゴム印でも可

運賃料金設定（変更）届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、運賃及び料金を設定（変更）したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

氏名又は名称 東京都品川区東大井1-12-17
住 所 株式会社 国土交通
代 表 者 名 国土 太郎

上記と同じ内容を記入

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する地域

全国 運輸局管内 運輸支局管内

配送する区域を○で囲む。

※全国・・・日本全国において配送を行う場合
運輸局管内・・・関東運輸局管内において配送を行う場合
運輸支局管内・・・東京都内において配送を行う場合

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別添のとおり

5. 実施年月日

令和〇年〇月〇日より実施

新規のお手続きの場合・・・運送を開始する日を記入。
設定した運賃を変更する場合・・・変更した日を記入。

《 運賃料金表（例） 》

※金額設定は任意となりますので、ご自身で定めた金額をご記入ください。

※この運賃料金表については、あくまでも（例）になりますので、これによらない設定も可能です。その場合は、任意の様式で運賃料金表を作成いただきご提出ください。

＜ 貨物軽自動車運送事業運賃料金表＞（例）

1. 距離制運賃表

10kmまで	<input type="text"/>	円
20kmまで	<input type="text"/>	円
30kmまで	<input type="text"/>	円
40kmまで	<input type="text"/>	円
50kmまで	<input type="text"/>	円
以後5kmまでを増すごとに	<input type="text"/>	円 加算

2. 時間制運賃表

基礎額	4時間又は40kmまで	<input type="text"/>	円
	8時間又は80kmまで	<input type="text"/>	円
加算額	10kmまでを増すごとに	<input type="text"/>	円 加算
	1時間までを増すごとに	<input type="text"/>	円 加算

3. 諸料金

- (1) 積込料及び取卸料 分までごとに、 円
 待機料 分を超える場合においては 分までごとに 円
- (2) 地区割増料 A地区（東京都特別区及び大阪市） 円
 B地区（上記を除く政令指定都市） 円

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品、みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	<input type="text"/> 割以上の臨時的 約束による
危険品	高圧ガス取締法、消防法及び毒物劇物の取締法に定める品目	<input type="text"/> 割以上の臨時的 約束による
	火薬類取締法に定める品目、放射性物質及びこれに類するもの	<input type="text"/> 割以上の臨時的 約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚分類	<input type="text"/> 割
汚い品	塵芥等の廃棄物、し尿等	<input type="text"/> 割
貴重品・高価品	貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	<input type="text"/> 割以上の臨時的 約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さの1割を加えたもの、重量100kg又は容積1m ³ 以上のもの	<input type="text"/> 割以上の臨時的 約束による
---	---------------------------------------

(3) 冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	<input type="text"/> 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	
岩手県のうち北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

(4) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	<input type="text"/> 割
-----------------	------------------------

(5) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	<input type="text"/> 割
----------------------	------------------------

5. 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

6. 運賃料金適用方法

- 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- 運賃は、運賃表に掲げてある金額（以下「基準運賃」という。）の上下それぞれ %の範囲内で計算します。
- 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ %の範囲内で計算します。
- 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、100円単位に切り上げるものとします。
- 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- 3ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して %以内の割引率を適用することができます。
- 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞれ %以内の割引率を適用することができます。
- 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
- 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- 貨物の発地又は着地が東京都特別区又は政令指定都市の場合は、所定の地区割増料を収受します。
- 有料道路利用料、フェリー利用料、附帯作業等にかかる費用は、実費として収受します。
- 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当時の取り決め又は慣習によるものとします。